

國學院大學學術情報リポジトリ

自然災害伝承データベース論考編
神社・信仰・生活と自然災害伝承：
「延喜式内社（太平洋・瀬戸内海岸）自然災害伝承
データベース」の概要と分析

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 塩川, 哲朗 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001085

第二部 研究成果の概要 — 自然災害伝承データベース論考編 —

神社・信仰・生活と自然災害伝承

—「延喜式内社（太平洋・瀬戸内海岸）自然災害伝承データベース」の概要と分析—

塩川 哲朗

はじめに—本データベース構築の目的と意図—

本データベース「延喜式内社（太平洋・瀬戸内海岸）自然災害伝承データベース」は、太平洋・瀬戸内海に面した諸国に所在する延喜式内社（『延喜式』巻八・九所載の神祇）のうち、自然災害に関係する伝承を持つ神社を抜き出し、まとめたものである。『延喜式内社を中心とした神社と自然災害伝承の宗教史的研究¹』の附属品「神社関係自然災害データベース（抄）」（作成者・藤本頼生・高野裕基・半田竜介・武田幸也）の成果に依拠しつつ、延喜式内社を対象を限定、四国・九州及び瀬戸内海岸の諸国に範囲を広げ、『式内社調査報告』などから自然災害に関係する由緒・記録・伝承の残る社を抜き出して整理した。該当する国・地域でも、自然災害に関係する所伝が確認できなかつた場合は記載を省いている。陸奥国く伊勢国、土佐国く壹岐島は塩川哲朗が担当し、和泉国く伊予国は入倉滉太が主に担当した。神社ごとの記載項目は以下の通りである。

- ・ 神社名（『延喜式』巻八・九における神社名）
- ・ 御祭神（比定社の現在の御祭神）
- ・ 鎮座地（比定社の現在地）
- ・ 旧鎮座郡（『延喜式』巻八・九における鎮座郡）
- ・ 社格（『延喜式』巻八・九における社格及び明治以降の社格）
- ・ 祭祀（比定社における現在の例祭・大祭）
- ・ 由緒（鎮座の経緯、神社史の沿革、神社に関係する自然災害の記録・伝承など）
- ・ 災害（上記項目「由緒」に見えた自然災害の種類及び概要とその年代）
- ・ 備考（「東日本大震災」における被災状況及びその他自然災害に関する特記事項）
- ・ 参考文献（『式内社調査報告』などの参考文献・記事等）

本データベースの目的は、前データベースと同じく、地域の人々がいかに自然災害と向き合い共存してきたかを神社信仰と自然災害の記憶・伝承の側面から明らかにすることである。これは、深刻な被害をもたらした東日本大震災を契機とし、今後も全国各地で起きるであろう自然災害に対し、対応できる地域社会を構築するための準備に貢献しようとするものである。特に発生が懸念されている東海・南海沖地震を念頭に置き、太平洋・瀬戸内海岸を優先的に取り上げている。また、神社の由緒は前データベースより大幅に充実させ、古代からの神社の沿革、六国史などの記載をまとめ、式内社の神社史が理解できるようにしている。古代からの自然災害伝承・記録に注視することが目的ではあるが、式内社研究・神社史の成果を反映している点も本データベースの特徴であり、各地域の神

社信仰の様相を知る上でも適切な成果品であるように努めている。

データベース構築の基本構想は前データベースを付属した研究成果報告集^②を参照したいが、延喜式内社を対象に絞っていることと、自然災害の「伝承」に注意したことについて、その要点を簡単に述べておきたい。延喜式内社は延喜五年（九〇五）に編纂が開始され、延長五年（九二七）に成立した古代法典（令の施行細則）であるが、巻八・九（神名帳）に記載された神祇（三一三二座、二八六一社）は平安時代中期に朝廷で把握された各地の神社で祀られる神々であり、毎年二月の祈年祭で幣帛の頒布に預かる。神名帳に記載された時期は各神社により異なるが、八世紀初頭にまで遡る神社も少なくない。神名帳に記載されない古代の有力神もいくつかはあるものの、平安時代前期までの全国の有力神社が記載されているものと言いうことができる。この古神社が自然災害とどのような関係にあったのかをまとめることは、各地域における自然災害を古代から定点で観測することにつながる。また、延喜式内社は古代の有力神社であって朝廷・国司の関与が強く、鎮座地の住民と共に広範な地域の人々や有力者から高く崇敬されていたことが多いことが想定される。よって、各地域が自然災害に遭遇した際に、当該地域の人々や国家・権力者などがどう対応したのかに関する記録・伝承が延喜式内社にまつわって多く残されている可能性がある。また、延喜式内社は特に近世以後、その再評価がなされたこともあり、記録・伝承の残存が高い傾向がある。これらの点から考えて、延喜式内社にまつわる自然災害の記録・伝承を整理することは、各地域における自然災害と人々との関りを解き明かすうえで大変有効であると考えられる。

本データベースで整理した自然災害の記録・伝承には六国史などの国家・公的な歴史史料に記録されたものも少なくないが、多くは近世以降の編纂物に引載された社伝・伝承であり、当該地域や神社に関する人々の記憶や印象

に基づくものである。これらは、近世以降の人々により記録されたものであるから、記録者や伝承者の状況が反映され、後代の手による改変・創作の可能性も想定される。しかし、伝承が改変・創作されていて、必ずしも歴史的事実ではないとしても、その伝承が人々により伝えられてきたことは事実である。特に地域の鎮守や氏神として崇敬される神社の由緒には、崇敬者や地域の人々により大事にされてきた伝え・記憶が含まれている。神社にまつわる自然災害の伝承を考えることは、崇敬者や地域の人々における災害の記憶や印象を捉えることにつながる。神社にまつわる自然災害伝承を整理することは、それが歴史的事実とは即断できないものであったとしても、人々がどのように自然災害と神社を認識してきたかを明確にすることができるのである。

また、神社の由緒を調査・整理するにあたっては、皇學館大学と國學院大學を拠点にして全国の延喜式内社を専門の研究者達が調査・整理した『式内社調査報告』の成果を主に活用し、他の事典類などで補足している。『式内社調査報告』は延喜式内社を集成した研究としては比類のないものであるが、出版から四〇年ほど経っていること、また式内社の比定や沿革を主体とし、自然災害に注視したものではないため、災害伝承を網羅しているわけではないこと、などは留意しておく必要がある。災害の記録は全国に均等で残されるものではなく、朝廷の関心が高い神社や極めて大きな自然現象・被災の事例に集中しやすい傾向が高く、本データベースは自然災害伝承・記録の収集で多く遺漏があることを免れない。また、自然災害に関する伝承・記録であっても、神社そのものに関係しているか不明な事例もいくつか存在し、予断や推論で災害と神社を結び付けた事例や、立地などの印象で自然災害の存在を推定したものもあるだろう。未調査の諸国（日本海岸・内陸）の事例を含め、さらなる自然災害伝承・記録の収集・整理とその精度の向上を期していく必要があることを予め断っておく。

一 各国別のサマリー・特徴

ここからは、本データベースで整理した情報に基づき、式内社に關係する自然災害伝承が確認された国別の概要と分析を紹介する。

陸奥国

式内社数は一〇〇社、そのうち自然災害に関する伝承（東日本大震災の被災なども含む）を有する神社は三二社（三二％）。まず、東日本大震災関連の情報を整理したい。

東日本大震災の被害に遭った神社は二〇社存在し、陸奥国全体で二割の式内社がなんらかの被害を受けている。そのうち、甚大な被害に遭った神社が四社存在する。芻野神社（福島県双葉郡浪江町）、拝幣志神社（宮城県石巻市八幡町）、葉山神社（石神社〈石巻市雄勝町〉の里宮）、御刀神社（福島県南相馬市鹿島区）である。この四社に共通しているのは海辺からすぐ近くに鎮座し、津波の被害を直接受けていることである。海岸から約一〇〇mに鎮座していた芻野神社は、津波により社殿をはじめ周囲すべてを流失し、宮司・禰宜と家族の計四名が犠牲になるという痛ましい被害を受けた。拝幣志神社（海岸から約二km）も津波の直撃を受けて大きくその様相を変えており、御刀神社（海岸から約二km）は社殿など全壊・流失して氏子が多数亡くなる甚大な被害を受けた。葉山神社も海岸から約一kmに鎮座し、津波により全壊したが、葉山神社は石峰山（標高三五二m）の山頂に鎮座する式内社・石神社の遥拝所（里宮）であり、山頂の本宮に津波の被害はなかった。

葉山神社の本宮・石神社のように、高地に鎮座していたため津波被害がなかった神社が七社、津波が境内にまで

押し寄せたが助かった神社が一社存在する。鼻節神社（宮城県宮城郡七ヶ浜町）は海岸から約一〇〇mに鎮座し、津波浸水域付近に鎮座するが、浸水域より階段を登った高地に鎮座するため被災は特に無かった。零羊崎神社（石巻市湊、海岸から約3km）は周囲を津波浸水域に囲まれるが山上に鎮座するため被災は無く、避難所となっていた。香取伊豆乃御子神社（石巻市荻浜）は高台にあり津波の被害を免れたが、麓の集落は津波により一部を消失している。鳥屋神社・鹿嶋御兎神社（石巻市日和が丘）は石巻湾岸に鎮座するが、両社の鎮座する一帯は高台となっており、津波の浸水を免れた。御崎神社（本吉郡唐桑町、計仙麻大嶋神社の論社）、小鋭神社（石巻市福地）も周囲や付近が津波浸水域でありながら神社は高所に位置し、津波の被害は受けていない。また、伊去波夜和氣命神社（石巻市大宮町）の周囲は津波で甚大な被害を受け、平地よりやや高所の境内にまで津波が押し寄せたが、約一〇〇人の氏子が拜殿に逃げて間一髪助かっている（社務所一階は壊滅）。津波になったら神社に逃げるとの言い伝えがあったようである。^⑤

以上の式内社における東日本大震災の被災状況を鑑みると、当然ではあるが、海岸近くの低地に鎮座していた神社は式内社であつても社地・社殿流失の甚大な被害を受けており、海岸付近に鎮座する神社でも高地に位置する神社は被災をきれいに免れていたことが解る。石神社の里宮である葉山神社は純然たる式内社ではないため除くと、式内社で津波の直撃を受けたのは三社であり、陸奥国全体の三％である。そのうち拝幣志神社は寛文年間（一六六一～一六七三）に箱崎山の山上から麓に遷座したとの伝承があり、近世に人里近くに遷座したことにより被災を受けてしまった可能性がある。また、芻野神社には鎮座後に島の海没のため遷座したとする伝えがあり、近世以後の伝承ではあるものの、海浜の環境変化と神社が密接な関係を持っていた可能性がある。あるいは過去に海浜の自然

災害に被災した記憶が神社伝承の形成に影響を与えたのかもしれない。

津波浸水域付近鎮座で甚大な被災を免れた神社が八社存在することは、古社（式内社）では神社を平地より高地に鎮座する傾向が高いこと、そのために津波の被害を免れやすかったことを意味している。これは過去の被災を受けて高地に鎮座したとも見ることも可能であるが、これらが平安時代以前鎮座の古社であることから、むしろ最初から安全な良い土地を選んで神の坐す社を創建していた可能性も高いであろう。

なお、神社の由緒の中で社地を移動した伝承がある社が一二社（志波彦神社〈宮城県塩釜市一森山〉、鼻節神社、芻野神社、伊去波夜和気命神社、拝幣志神社、小鋭神社、冠嶺神社〈福島県南相馬市鹿島区〉、鹿嶋御子神社〈南相馬市鹿島区〉、益多嶺神社〈南相馬市小高区〉、多珂神社〈南相馬市原町区〉、志波姫神社、伊佐須美神社〈大沼郡会津美里町〉）存在する。このうち、自然災害を受けて遷座した伝承を持つのが鼻節神社、芻野神社、多珂神社である。

芻野神社は右で触れた通りであり、多珂神社は仲哀天皇七年に暴風雨のため社殿が大破、山から川辺の麓に遷座したという。神社の創建伝承に自然災害が関わっている一事例であり、歴史的事実とはみなせないが、神社を崇敬する人々の間で暴風雨という自然災害への経験が存在し、それが神社創建伝承に具現化された可能性はある。鼻節神社は太平洋に突き出る七ヶ浜半島の東端、垂水山に鎮座するが、社殿が潮風によって度々破損したために宝亀元年（七七〇）現社地の垂水山に遷座したとする社伝を持つ。海浜の自然環境を考慮して鎮座地を変更した事例である。旧社地である吼坊ヶ崎（保ヶ崎）には花淵灯台が立ち、その隣には祠が存在する。また、鼻節神社の撰社とされる大根神社は貞観大地震（貞観十一年（八六九）五月）により海中に沈没したとの伝えがある。大根神社の旧社地である大根岩礁は七ヶ浜半島と対岸の宮戸島の間にあるが、嵐に遭った船が大根明神に祈ると無事に浜に帰ることができた（多数

の鮑が船底に着いて、底が破れるのを防いだ」とする伝説もあり、旧暦六月一日に齋行される大根明神祭では、海底の大根神社付近から鮑を採り、一番大きいものを大根明神と鼻節神社に供えて海上の安全と大漁を祈っている。自然環境の大きな変化により社殿が消滅しても、神社とその旧鎮座地に対する崇敬は変わらず存在し、現行の祭礼に表現されていると言われている。神社信仰と祭祀が生業・生活と密接していること、そしてそれらは人々と神社の記憶・歴史の中で育まれていることが看取される。

他の自然災害は、干害（旱魃による祈雨・鹿嶋天足別神社〈宮城県黒川郡富谷町〉・冠嶺神社・志波姫神社）、昭和二十三年（一九四八）アイオン台風（石神山精神社〈黒川郡大和町〉・飯豊神社〈加美郡加美町〉）、承和四年（八三七）噴火・地震（温泉湧出・カルデラ湖形成・温泉神社・温泉石神社〈大崎市鳴子温泉〉）、洪水（住吉神社〈福島県いわき市小名浜住吉〉・冠嶺神社）、平成十七年（二〇〇五）地震（伊去波夜和気命神社）、暴風・豪雨（文政三年（一八二〇）…鹿嶋御子神社、天文九年（一五四〇）…伊佐須美神社、享保八年（一七二三）…理訓許段神社・登奈孝志神社・衣太手神社〈岩手県陸前高田市〉）、落雷（昭和十九年（一九四四）…益多嶺神社）が検出されている。

常陸国

式内社は二七社、自然災害伝承を持つ社は五社（国全体の約一八・五％）。東日本大震災の被災を受けた神社が四社（鹿島神宮〈茨城県鹿嶋市〉、大洗磯前薬師菩薩明神社〈東茨城郡大洗町〉、酒烈磯前薬師菩薩神社〈ひたちなか市磯崎町〉、佐波波地祇社〈北茨城市大津町〉）あり、鹿島神宮を除く三社は海岸から約五〇〇m以内に鎮座する。他の自然災害としては暴風（鹿島神宮の神宮寺）、干害（稲村神社）⁷⁾が挙げられ、稲村神社は嘉祥二年（八四九）

四月庚寅（七日）に旱の時の祈りには必ず感応があるという理由で官社に列している（『続日本後紀』）。農耕・生活を阻害する自然災害の克服が神社に求められていたことが解る事例と言える。鹿島神宮の神宮寺は建久二年（一一九一）二月の大風で倒壊し、鹿島町鉢形の神宮寺沢から鹿島神宮境内の御手洗川の辺に再建されている。平安時代後期～鎌倉時代には、五世紀頃から形成・維持されてきた鹿島神宮の祭祀集団の墓域が終焉を迎える時期であり、神宮寺の境内への移設も神宮を取り巻く環境変化に呼応するものであろう。鹿島神宮寺は近世にも時代変化に伴い境外に移転、近世後期に焼失・廃絶する。

安房国

式内社は六社、自然災害伝承は二社（国全体の約三三％）。そのうち高家神社（千葉県南房総市千倉町）は朝夷山の麓に鎮座するが、江戸初期の大地震に伴う山津波のために集落と社殿が損壊し、旧社地（「足長の堰」という大きな溜池の北方近くの山）から南方の現社地へと遷座したという。この伝承はあくまで一説であるが、もし事実とすれば、当該地震は慶長九年（一六〇五）二月五日の慶長地震（M七・九）であろうか。

武蔵国

式内社四三社、自然災害伝承は四社（国全体の約九％）。大森海岸駅やや南に鎮座する磐井神社（東京都大田区）は、昭和三十年代以前は海岸線に面しており、寛政三年（一七九一）八・九月の暴風・豪雨・高潮の被災を受け、祭具・神宝類が悉く流出している。他三社は川辺に位置していたことによる洪水の被害であるが、楡山神社（埼玉

県深谷市）は明治四十三年（一九一〇）に福川が氾濫し沿岸の民家が流出しながらも、高地に鎮座していたため難を免れている。

相模国

式内社一三社、自然災害伝承は六社（国全体の約四六％）。洪水が二社（寒田神社〈神奈川県足柄上郡〉・前鳥神社〈平塚市〉）、暴風・豪雨が二社（寒田神社・川勾神社〈中郡〉）、富士山噴火が二社（川勾神社）、地震が二社（阿夫利神社〈伊勢原市〉・宇都母知神社〈藤沢市〉）検出されている。

甲斐国

式内社二〇社、自然災害伝承は四社（国全体の二〇％）。洪水が三社（大井俣神社・笠屋神社〈山梨県甲府市〉・浅間神社〈笛吹市一宮町〉）、富士山噴火が二社（浅間神社）、暴風・豪雨が二社（榑衝神社〈笛吹市八代町〉）検出されている。大井俣神社の論社のうち一社（①大井俣窪八幡神社）は度々の洪水によりその難を避け高所に遷座したとの伝承を持つ。笠屋神社は度々の洪水で集落は移転、天正年間（一五七三〜一五九二）には荒川の氾濫で社殿流失して廃祀に及び、村は東西に分断、後に上・中・下の三村に分かれたと伝えられている。大きな自然災害は生活環境を大きく変化させ、居住地の移転を余儀なくされることもあるが、それは神社も同様であり、災害による社地と居住地の破壊・分断・移転は連動していたことが解る。

伊豆国

式内社八八社、自然災害伝承は二〇社（国全体の二二・七％）。噴火が八社、地震が一社、洪水が四社、津波が二社検出されている。噴火と造島現象が特徴的であり、『続日本後紀』に記録された承和五年（八三八）の神津島噴火（海中が野火のように焼かれて灰の雨が東国・東海道・北陸・近畿に降る）を受けて二社（物忌奈命神社〈東京都神津島村〉、阿波神社〈神津島村長浜〉）に神階が与えられている。また、噴火による被災を受けて遷座した神社が六社（阿米都和氣命神社〈三宅村阿古〉、波夜志命神社〈三宅村神着〉、片菅命神社〈三宅村神着〉、加弥命神社〈三宅村神着〉、許志伎命神社〈八丈島八丈町〉、阿治古神社〈大島町野増〉）存在し、そのうち許志伎命神社は、噴火の災厄を逃れて住民の移動と共に現在の大里の地に遷座しており、その時期は中世〜近世のいずれかの噴火と推測される。この他、佐伎多麻比咩命神社（三宅村神着）は永正十三年（一五一六）の神託により、東郷の山から神着村の地（二山の頂上近く）に遷座し、約四〇〇年後に旧社地と人家が雄山中腹大穴からの大噴火により消滅している。伊豆諸島の大規模な火山活動は朝廷が神階授与などで対処を迫られるほど重大なものであって、伊豆諸島の形成と生活が火山活動の影響を大きく受けてきた歴史があり、人智を超えた火山活動への畏敬が神社信仰に投影されてきたと言える。伊豆国の式内社が九二座・八八社とその領域に比して数が相当に多いことは上記を裏付けるものである。伊豆大島の南東に鎮座する波布比売命神社（大島町波浮港）は、九世紀中頃に従五位上に叙されているが（『文徳天皇実録』）、その鎮座地（波浮）は元々旧火山帯の爆裂火口（直径五〇〇mほど）に水を湛えた池であり、火山活動により形成された景観への畏敬の念により奉斎されていたものと考えられる。その後、波浮の地は元禄十六年（一七〇三）の大地震・大津波によって外海と接するようになり、島々から江戸行きの船が風待ちのため寄港する

ようになって寛政十二年（一八〇〇）八月に波浮港が完成した。災害による地形変化の結果、波布比売命神社は火口湖の水辺に鎮座する神から港湾に坐して港を守護する神へと近世中期以降に変化したのである。自然環境の変化は災害として人々の生活の脅威となるが、同時に人々の生活環境を変化させ、従来とは異なった生業の獲得を促すことにもつながる。生活環境や生業の変化は神社の立地を変化させることもあるが、その信仰も良い意味で変わっていくのであり、神社の景観とその信仰は現実生活に照応したものに適応していくと言える。

駿河国

式内社二二社、自然災害伝承は七社（国全体の約三一・八％）。洪水が三社、高潮が一社、干害が一社、地震が一社、富士山噴火が一社。富士山は延暦十九年（八〇〇）三月十四日～四月十八日まで雷のような爆発を伴う大噴火を起こし、火山灰の雨を降らし溶岩が流出して川を赤く染め、二年後に駿河国・相模国に富士山への陳謝と説経をさせる勅が出されている（『日本紀略』）。貞観六年（八六四）には雷のような大爆発と地震が三度あり、火災が二〇丈昇って周囲の山を焼き、本栖湖と剡（西）湖を埋め、魚を焼殺し住宅を埋め、人々を飲み込みながら河口湖にまで到達し、この大災害は浅間名神の禰宜・祝が斎敬を欠いていたことよって発生したものと亀卜で判断され、奉幣と陳謝が国に命じられた（『日本三代実録』）。駿河国の浅間神社（静岡県富士宮市）は垂仁天皇の時代に富士山麓に創建されたとされ、その理由は孝霊天皇の時代の富士山大噴火が国中を長く荒廃させたためであるという（『富士本宮浅間社記』）。その後、平安初期の富士山噴火のため、福地神社（富知神社）を他所に遷座させ、その空いた社地に浅間神社社殿を建造したともされるが、これらは、平安初期の富士山噴火に伴い、朝廷と国郡司により浅間神

社の祭祀が整備されていった歴史的事実を反映した伝承であろう。甲斐国の浅間神社も、貞観六年の富士山噴火によって浅間明神の祠が建てられて官社に列し、祝・禰宜が置かれて恒例祭祀が開始されている。両社ともに郡司が祭祀を担当しており、神社祭祀が災害を鎮め、地域の安寧をもたらすためのものであったことを物語る。古代では噴火の原因が祭祀の懈怠に求められ、朝廷は噴火の対応として富士の神への齋み慎んだ祭祀を徹底させ、浅間神社の祭祀は在地の郡司に執行させたものと見られる。

遠江国

式内社六〇社、自然災害伝承は九社（国全体の一五％）。

遠江国で特徴的なのは、明応七年（一四九八）東海沖大地震による津波の深刻な被災を受けた神社が三社存在することである。大神神社（静岡県湖西市）は丘陵上にあり水没を免れたものの、大地震により浜名湖南部の広い部分が水没、周辺の居住域は津波により大幅に減少した。岐佐神社（浜松市）は大地震・大津波により社殿が流され、現在地である舞阪（弁天島の南東、浜名湖南端の東岸）に漂着し、その地に社殿を建てて奉斎された。角避比古神社は古来浜名湖に隣接して湖を見下ろし、湖口の開塞を掌る神とされ、住民への水害を防ぎ豊穰をもたらすために嘉祥三年（八五〇）八月、官社に列していた（『日本文徳天皇実録』）。古代では現在の水切付近は陥没しておらず、浜名湖南端から海へと浜名川が流れていた。この川を通行するために架けられたのが長さ五六丈・広さ一丈三尺・高さ一丈六尺の「浜名橋」（『日本三代実録』元慶八年九月一日）であり、角避比古神社はこの付近に鎮座し、湖から海へと水が流れる湖口を守護していたものと見られる。大地震による大津波により浜名湖は海と直に接するよう

になって今切口を形成、浜名湖南部が広く水没、旧来の湖口は消失して「浜名橋」も姿を消し、角避比古神社も水没してしまった。自然災害が地域環境を大幅に変化、従来の居住・通行を不可能にさせ、従来の生活と密接に関係していた神社は被災によりその姿を完全に消滅させたのである。しかし、古来角避比古神社が守護してきた陸上交通は途絶えたものの、代わりに湖上交通が発達し、海水が湖に入り込んだことにより湖内の製塩業が開始されるなどの新たな時代を迎えることともなった。

三河国

式内社二五社、自然災害伝承は三社（国全体の一二％）。三社とも矢作川の川辺に鎮座し、洪水の被災を受け、社地の遷座につながっている。糟目神社の論社①（糟目春日神社〈愛知県豊田市〉）は矢作川の洪水により社殿・鳥居を流失し、天明年間（一七八一～一七八九）に川岸近くから西へ遷座したが、この時人家も共に移動している。

尾張国

式内社二二社、自然災害伝承は七社（国全体の約五・七％）。七社とも木曾川、大江川、矢田川・庄内川の川辺に鎮座し、洪水の被災を受けている。堤治神社は神護景雲三年（七六九）に鵜沼川（木曾川）が大洪水を起し、住民の田宅などに甚大な被害をもたらした（『続日本紀』）、貞観七年（八六五）十二月には、近年河口がふさがったことにより広野河（木曾川）の流れが変わってしまい、大雨が降ると巨大な被害をもたらすため、河口を掘り開くことが請願されている（『日本三代実録』）。河川の氾濫を防ぎ付近の住民を災害から守る神社として信仰されている

たことが解る。爾波神社（愛知県一宮市）は寛文六年（一六六六）の大江山洪水により遷座、村落も共に移転している。

伊勢国

式内社三三二社、自然災害伝承は二〇社（国全体の約八・六％）。災害の事例は伊勢神宮（三重県伊勢市）とその別宮に集中している。伊勢神宮は天皇の祖神を祀る宮であり、朝廷より格別の待遇を受け、その殿舎の破損などは他の神社に比して極めて多く記録されている。平安時代中後期、鎌倉時代までは『春記』（藤原資房）、『殿暦』（藤原忠実）や『勘仲記』（藤原兼仲）など公家の日記に社殿などの破損とその対応の例が記され、伊勢神宮の被災は朝廷にとって重大な関心事であった。それは平安宮から見えて巽（南東）に鎮座する皇祖神の存在は、朝廷・国家に福をもたらす以前に、その強大な霊験がもし何か祟りを引き起こすことになれば国家的危機につながる、という認識があつたのであろう。

伊勢神宮はその中核となる大神宮（内宮、天照大神を祀る）・度会宮（外宮、豊受大神を祀る）を始め諸別宮が二〇年に一度の式年遷宮に与り、内宮は寛正三年（一四六二）、外宮は永享六年（一四三四）まで継続した（いずれも十六世紀後半に復興）。この式年造替で定期的に社殿は新しくなるものの、伊勢という立地上、台風の通り道に当たることは避けられず、多く夏に暴風・豪雨・洪水の被災を受けている。その際は修繕、もしくは仮殿遷宮を行って対処してきた。天永四年（一一一三）のように臨時奉幣使が発遣されることもあつた（『殿暦』）。長久元年（一〇四〇）に度会宮が転倒した際は、後朱雀天皇が大変憂慮し、神宮へ行幸しようとしたという（『春記』）。同年九月

十五日には伊勢の御託宣により伊勢への臨時奉幣を取りやめ、天皇は宸筆宣命を捧げて御遙拝し、同月二十七日には公卿勅使を發遣して度会宮顛倒・内裏焼亡を祈謝し、天皇は毎夜庭中に出御し三日間廢朝して御遙拝している（『春記』）。

度会宮は、五十鈴川上流の山中に鎮座する大神宮に比して、海に近くより開けた低地に鎮座し、暴風・豪雨の際には洪水などの被災を多く受けてきた。史料性には問題があるが、靈龜三年（七一七）八月十六日、及び貞觀十五年（八七三）八月十三日には大風雨による洪水のため度会宮の瑞垣が流失する被害が起き、洪水は正殿の一丈許前まで止まり、地底に流れていったという不可思議な事例が記録されている（『太神宮諸雜事記』）。洪水という災害の大きさと同時に正殿の神聖性を物語る伝承であろう。保安二年（一一二一）と同四年の八月には、洪水により度会宮の正殿が浸水し、正殿床下の「天平賀」（御器）が流されて破損する被害も記録されている（『神宮雜例集』）。

また、伊佐奈岐宮・月読宮（伊勢市中村町）では宝龜三年（七七二）八月六日の異常風雨を月読宮の祟りとする事例があり（『続日本紀』）、大神宮より離れた大山中に鎮座する滝原宮（度会郡大紀町）では、史料性には問題があるものの、台風による川の増水などで祭祀の執行が困難な場合、便宜の場所で祭典を行った例や、奉仕者の子供（物忌）が溺死した例なども記録されている（『太神宮諸雜事記』）。

伊勢神宮の被災と修造の記録は、式年遷宮が継続していた平安時代～中世と、式年遷宮が再開した近世以後に集中している。朝廷側など外部の援助を得て執行される大規模な遷宮は、神宮の社殿を永続的に機能・保全させようという意識を高めており、その結果として被災と修繕の記録が多く残されるようになったのであろう。遷宮の中絶期は朝儀が停廢したこともあり、被災の記録だけでなく神宮に関する史料自体も減少しているようである。また、

遷宮が継続的に執行されている時代（特に平安時代後期～中世）に数多く社殿などの破損が起きていることは、遷宮で社殿を新しくしても暴風・豪雨などの被災による損壊を免れることができなかったことを意味している。近代に入り、式年遷宮は近代国家の下で齎行されるようになるが、昭和三十四年（一九五九）九月の伊勢湾台風では神宮所属の建物被害約一億六〇〇万、宮域林被害約二億という大被害を被ったが²¹、内外宮及び諸別宮の正殿には何の異常もなく安泰だったという。平安時代後期・中世の被災を鑑みると、神宮の社殿は近代の遷宮により被災に耐える強固なものとなっているのかもしれない。

また、伊勢神宮は国家的災害が起きた際に奉幣や祈祷の対象となってきた。貞観十一年（八六九）の大地震では災害除災の奉幣（『日本三代実録』貞観十一年六月十七日）、明応七年（一四九八）八月東海沖の大地震（M八・二～八・四）の際は七日間の御祈が命じられ（『実隆卿記』）、宝永四年（一七〇七）富士山大噴火、嘉永七年（安政元年、一八五四）大地震（M八）でも祈禱・御祈がなされている（『守相記』、『長官守雅家牒』）。また、明応七年八月二十五日の東海沖地震では地震・高潮のため大湊の民家千戸余りを流し五千余人が亡くなって志摩国各所にも多数の被害があり、二十八日には大風・洪水のため山田の民が驚いて豊受大神宮宮中の御山・多賀宮などの高所に避難し、危機を免れた事例もある（『外宮子良館日録抜書』）。伊勢神宮は天皇・朝廷にとっての重大な神祇であるだけでなく、伊勢の地の人々の拠りどころでもあった。

この他、内宮の摂社である朝熊神社（伊勢市朝熊町、五十鈴川と朝熊川が合流する地点の東の小山の中腹に鎮座）周辺の集落は、応永年間（一三九四～一四二八）の洪水により移転したが、神社のみは移転せず旧社地に存続した事例があり、同じく内宮の摂社・粟御子神社（伊勢市二見町、鳥羽湾・伊気浦岸に鎮座）は元禄五年（二六九二）

に浜辺に再建したが、大風雨・高潮の害を被り、正徳二年（一七一二）に北西三八間去った地に移転している。両社共に式年遷宮が中絶した寛正三年（一四六二）頃を境に衰退、その所在が不明となっており、近世に旧社地が特定、復興した歴史を持つ。同様の事例は外宮撰社の志等美神社・大川内神社（伊勢市辻久留）にも見られ、中世に廃絶、近世以後に旧社地が探索・調査された。安濃郡の伊勢湾岸に鎮座する小丹神社（津市上浜町）は明応七年の地震・高波により社地が湮没して遷座を余儀なくされており、十五世紀末の自然災害による環境変化は式内社を衰退させたようである。十五世紀後半は戦乱や財源不足などにより式年遷宮が中絶するなど、古代・平安時代からの朝廷祭祀が執行できなくなるだけでなく、同時に自然災害による環境変化も多発しており、それが式内社の衰退・廃絶につながったと言うことが可能であろう。

この他、櫛田川左岸に鎮座する奈々美神社（松阪市上七見町）・意非多神社（松阪市黒部町）は永保二年（一〇八二）の暴風雨による櫛田川の洪水によって社殿などを流出（この時櫛田川の堤防が決壊、田畑六〇〇余町を潰し、神社一二社を流失）、当地域は低地となり大雨には雨水氾濫し参拝困難となり、寛治元年（一〇八七）正月に現社地へ遷座している。

和泉国

式内社五三社、自然災害伝承は一〇社（国全体の約一八・八％）。畿内であるため、干害や霖雨を受けた祈雨などの朝廷による奉幣・祈祷の事例が六社存在する。大鳥神社（大阪府堺市）・積川神社五座（岸和田市）は弘仁十四年（八二三）七月四日に祈雨奉幣（『日本紀略』）、大鳥神社は貞観元年（八五九）九月八日に風雨順行の奉幣がなされ

ている（『日本三代実録』）。泉穴師神社二座（泉大津市）・泉井上神社（和泉市）・意賀美神社（岸和田市）・積川神社五座・聖神社（和泉市）は天平四年（七三二）に干害のため祈雨奉幣・祈祷がなされたところ、大雨が降ったとする伝えを持つ。

撰津国

式内社六二社、自然災害伝承は一九社（国全体の約三〇・六％）。和泉国と同様、干害・霖雨による奉幣の事例が多く、六国史に記録のある確かな事例を九社が持っている。特に貞観元年（八五九）九月八日の奉幣には大依羅神社四座（大阪市住吉区）・難波坐生国咲国魂神社二座（大阪市天王寺区）・新屋坐天照御魂神社三座（大阪府茨木市）・名次神社（兵庫県西宮市）・生田神社（神戸市）が預かり、貞観十年閏十二月十日の地震の除災祈願には広田神社（西宮市）・生田神社が、元慶元年（八七七）六月十四日の奉幣には大依羅神社四座・垂水神社（大阪府吹田市）・生田神社・長田神社（神戸市）が預かっている（『日本三代実録』）。貞観元年は五月から八月まで霖雨が止まず、八月十二日・九月九日・同月十八日には住居の破壊などの大風雨が起きており、九月八日の奉幣では上記撰津国の神社を含む畿内の四五神（祈雨神）に風雨を鎮める祈祷がなされている。元慶元年は雨が降らず、六月四日に丹生川上・貴船禰社に祈雨奉幣、同月十四日に石清水・賀茂を始めとする山城国の有力神と上記撰津国の諸社に祈雨奉幣がなされた。それでも雨が降らず、七月には旱の責任をとって摂政藤原基経が辞表を提出、旱の原因は神功皇后の楯列山陵の祟り（食肉、山陵樹木の伐採）に求められ、さらに大般若経・仁王経の読経もなされたが効果なく、十四・十六日ようやく大雨が降って宮中が歓喜、十九日に年号改元の奉幣を伊勢神宮などに行っている。なお、貞観元

年と元慶元年は清和天皇と陽成天皇の大嘗祭が十一月に斎行された年であった。干害・霖雨などの自然災害の責任は天皇以下の朝廷に求められ、祭祀行為を含む行政を適切に行うことで災害に対応しなくてはならなかった。天皇の代始めに行われる大嘗祭も、国内の平安・安寧を目的とするものであり、自然災害を克服するために朝廷祭祀が恒例・臨時的に営まれていたことが解る。

播磨国

式内社四七社、自然災害伝承は一二社（国全体の約二五・五％）。干害が六社（林神社〈兵庫県明石市〉・伊和都比売神社^⑫・高岳神社〈姫路市〉・御形神社〈宍粟市〉・雨祈神社〈宍粟市〉・崇健神社〈加西市〉）、暴風・豪雨が六社（中臣印達神社〈たつの市〉・家島神社〈姫路市〉・荒田神社〈多可郡〉・兵主神社〈西脇市〉・大津乃命神社〈西脇市〉・坂合神社〈加東市〉）、高潮が二社（林神社）検出されている。年代が特定されている事例は古代以前が三例、中世が三例、近世が一例、近代が六例存在する。

備前国

式内社二一社、自然災害伝承は五社（国全体の約二三・八％）。落雷、干害、高潮、洪水の被災が検出されている。布勢神社（岡山県赤磐市）は瀬戸内海通航船の難破を神慮によるものとして現社地へ勧請された（社殿を海に向く南面から、通航船に神が正対しないように、逆の北面にして造営）とする創建伝承を持つ。瀬戸内海の通航と神祇が関わる一事例である。

備中国

式内社一八社、自然災害伝承は三社（国全体の約一六・六％）。高潮、暴風・豪雨、地震・津波の被災が検出されている。足高神社（岡山県倉敷市）は瀬戸内海の通航と関係する伝承（往来する船は必ず帆を下げて神拝をして通過したが、それを欠いた時は忽ち転覆して沈んだ）を持つ。海の通航、特に要所を通る際には危機を伴い、通航の阻害と無事は神の祟りと恩恵によると考えられていたことが解る。古郡神社（総社市）は正長元年（一四二八）に暴風により社殿転覆したため遷座したが、嘉永四年（一八五二）旧社地に社殿を造営して奉遷している。

備後国

式内社一七社、自然災害伝承は三社（国全体の約一七・六％）。暴風・豪雨、干害の事例がある。

周防国

式内社八社、自然災害伝承は二社（国全体の二五％）。干害、洪水の事例があるが、御坂神社の論社②（山口県山口市、八幡宮）は佐波川の左岸に鎮座し、応仁元年（一四六七）の佐波川洪水のため現在地へ遷座（現在の社殿は水難回避のため、山腹を削り平地より五m高い位置に立地）している。

紀伊国

式内社二八社、自然災害伝承は三社（国全体の約一〇・七％）。紀ノ川の洪水が二例ある他、熊野坐神社（和歌山

県田辺市)は正平十六年(一三六一)大地震(M八・二五〇八・五)で社頭・仮殿、三山岩屋以下の秘所・秘本・秘石などが悉く破滅(『愚管記』)し、応永十四年(一四〇八)紀伊・伊勢地震(M七〇八)では本宮の湯(温泉)が約八〇日間止まり(『校定年代記』)、康正元年(一四五六)の地震で宮殿・神倉が崩れ(『熊野年代記』)、明応七年(一四九八)東海沖大地震(M八・二〇八・四)では本宮の社殿・那智の坊舎が崩れている(『校定年代記』)。熊野坐神社が鎮座していた熊野川とその支流岩田川と音無川との合流地にある中洲「大斎原」は、古代ではその中洲の地が高かったため水害は無かったようだが、近世には川筋が埋もれて川底が高くなって水量が多い時は社地に水が及ぶようになったという(『紀伊統風土記』)。そして明治二十二年(一八八九)には熊野川の大洪水により上四社の社殿を除いて悉く流失、明治二十四年に五〇〇m上流にある高所(現社地)に上四社の本殿などを遷座した。流失した中四社・下四社は大斎原に二つの石祠として祀られている。実際に大被害を受けたのは近代であるが、鎮座地の環境は中世頃に変化が起き、古代と近世でその様相を変えていたため、その環境変化の結果が近代での自然災害につながったと見る事が可能である。

淡路国

式内社一三社、自然災害伝承は三社(国全体の約三三%)。干害、暴風・豪雨(近代)の事例がある。

阿波国

式内社四六社、自然災害伝承は一五社(国全体の約三二・六%)。川辺に位置する神社が多く、皆洪水の被災に

遭っている（二〇社、一一例）。そのうち被災により遷座した神社は六社（伊射奈美神社〈徳島県美馬市〉・八十子神社〈美馬郡〉・伊加加志神社〈吉野川市〉・天佐自能和氣神社〈徳島市〉・建島女祖命神社〈小松島市〉・室比売神社〈阿南市〉）存在する。

讃岐国

式内社二四社、自然災害伝承は七社（国全体の約二九・一％）。暴風・豪雨が三例、干害が四例、落雷が一例あり、古代の事例を鴨神社¹³・城山神社〈香川県坂出市〉・神野神社・水主神社〈東かがわ市〉が持つ。神野神社の論社①（仲多度郡）は応仁の乱以降衰退し、その祭神が守護してきた満濃池も長暦年間（一〇三七～一〇四〇）の大破損以降修築されず、当地の人々は六〇〇余年旱害に苦しんだとされている。中世の戦乱による神社の荒廃は、地域の生活に不可欠な水源の不安定と連動していたことが解る。

伊予国

式内社二四社、自然災害伝承は九社（国全体の三七・五％）。洪水の被災が四社、干害の事例が三社、落雷が一社、地震が一社、高潮が一社に存在する。伊曾乃神社（愛媛県西条市）は天正十三年（一五八五）七月の兵火で社殿を焼失、社家により御神体を土佐国に遷座し、その後文禄四年（一五九五）の洪水で仮殿流失、慶長十一年（一六〇六）に社地を旧地に遷座している。この神社を含め、被災による遷座の伝えを持つ神社は四社存在する。

土佐国

式内社二一社、自然災害伝承は五社（国全体の約二三・八％）。洪水関係の被災が四社に存在、全て被災のため遷座している。そのうち三社は近世の事例である（もう一社は年代不明）。また、賀茂神社（高知県幡多郡）は宝永四年（一七〇七）、安政元年（一八五四）の地震・津波の記録が残っており、宝永四年十月四日の地震による大津波（最大九mほど）は山までおしよせ、神社が鎮座する入野の松林は打ち折れ、根こそぎ流れる惨状となり、家屋の多くが流され、里人は生業を失ったという。津波は松原の高所にあつて松林に囲まれた当社まで押し寄せたものの、社殿は流れることは無かったとされている（『谷陵記』）。安政元年十一月五日南海道沖の大地震の際も大津波（六・五mと想定）が押し寄せ、地震によりほぼ全ての家屋が崩壊し、皆後先を争って山に避難して下を見ると、海岸に大津波が押し寄せていた（「安政津波の碑」）。また、この前日には微震の後「鈴浪」が押し寄せており、この「鈴浪」は大津波の予兆であること（実際はそうではない）を後人に伝えるために、当社の境内に安政元年の津波の状況を記した「安政津波の碑」を残したという。人間の生活環境を根底から破壊する津波という強大な自然災害の記憶・経験を次世代へと残し、いずれまた来るであろう自然災害への備えとした事例である。自然災害を無くすことは人智では不可能であり、災害への備えと対応を十全にすることはできない。災害への備えと対応を十全にするためには過去の経験の蓄積が不可欠であり、科学技術が進展する以前から人々は記憶の伝承により経験を蓄積させてきたのであろう。

筑前国

式内社二一社、自然災害伝承は二社（国全体の約一八・一％）。竈門神社（福岡県太宰府市）に地震のための祈祷（文正元年（一四六六））と豪雨、美奈宜神社（朝倉市）に洪水の事例がある。

豊後国

式内社五社、自然災害伝承は一社（国全体の二〇％）。火男火売神社（大分県別府市）は鶴見山の山麓に鎮座するが、鶴見山は貞観九年（八六七）に激しく噴火し、正月二十日より三日間に亘って雷の様な音が響きながら地が震え、硫黄の臭いが国中に蔓延して石が飛び乱れ、昼には黒雲が、夜には火炎が昇り、山頂にあつた池水は沸騰して河となり、山下の道路は往来できなくなつて、多くの死者がでる惨状となつた（『日本三代実録』貞観九年二月二十六日条）。このため、同年四月三日には豊後国に命じて火男火売両神に鎮謝し、大般若経を転読させ、八月十六日にはこの二神に正五位下を授けている（『日本三代実録』）。

肥後国

式内社四社、自然災害伝承は三社（国全体の七五％）。三社とも現在の阿蘇神社（熊本県阿蘇市）であるが、阿蘇山の火山活動は古代より活発に起きており、山頂の神霊地（沼）が枯渇することや山崩れは干害などの自然災害の発生と結び付けられ、朝廷・国司の対応がなされてきた。延暦十五年（七九六）、天長二年（八二五）、承和七年（八四〇）、同八年、貞観六年（八六四）、同九年などの事例があり、いずれも仏事・奉幣などが行われた記録が六国史

に見える。なお、阿蘇神社は平成二十八年四月の熊本地震によって境内社殿のほぼすべてが甚大な被害を受け、現在も復旧工事中である。

日向国

式内社四社、自然災害伝承は二社（国全体の五〇％）。霧嶋神社は論社が四社存在するが、平安時代中期以降の霧嶋山噴火による被災で、式内社の霧嶋神社は焼失、その後再建・遷座を繰り返すうちに霧嶋の名を冠する神社が霧嶋山麓に分布していったものと考えられる。古代に霧嶋山の噴火は二度記録されており、天平十四年（七四二）には地震を伴う噴火が起き、延暦七年（七八八）三月四日には雷鳴を伴う火炎が大きくのぼって、黒い沙石が六〇センチほど積もり、大隅国に使いが発遣、「神命」を拝聴している（『続日本紀』）。その後、寛弘四年（一〇〇七）十一月十一日に没した性空は霧嶋山に籠って法華経を読経しており（『扶桑略記』）、この性空が噴火により焼亡していた社を再建して整備したのが霧嶋六所権現であると想定されている。これ以後、霧嶋山の噴火による被災が各論社に伝えられるが、平安時代後期・中世に大きく二度の被災があったようである。天永三年（一一二二）二月三日と文暦元年（一二三四）十二月二十八日であるが、この火常峰の噴火は社殿・社地を焼失させて移転を余儀なくさせ、論社の一つである霧嶋神宮は文暦度の被災のため二五〇年間仮宮のままであったとされる。

大隅国

式内社五社、自然災害伝承は二社（国全体の四〇％）。鹿児島湾と桜島の噴火である。大穴持神社（鹿児島県霧島

市)の事例は古代鹿児島湾海底の火山活動であり、天平宝字八年(七六四)十二月に大隅国と薩摩国との堺で雷のよ
うな噴火があり、鹿児島信爾村に三つの島ができ、民家六二区、八〇数人が埋められ、その後天平神護二年(七
六六)に至っても島の震動は治まらず、「大穴持神」(大穴持神社)を宝龜九年(七七八)に官社としている(『続日
本紀』)。この時の造島は鹿児島湾奥の始良郡隼人町沖にある三島(辺田小島・弁天島・沖小島)のことともされる
が、近年の火山学・地質学の成果によると、この三島は奈良時代の噴火でできたものではなく、天平宝字八年に出
現した三島は桜島近海に出現し、さらにその後海中に没した可能性が強いとされている¹⁵⁾。

薩摩国

式内社二社、自然災害伝承は一社(国全体の五〇%)。開聞岳の麓に鎮座する枚聞神社(鹿児島県指宿市)である。
貞観十六年(八七四)三月四日には開聞岳で大きな爆発音を伴う噴火が起き、灰砂の雨が降って堆積し、雨水によっ
て泥水と化して農作物・海産物に大被害をもたらし、死者・病人が頻出。亀卜により噴火の原因は開聞神が封戸を願
い、また神社を汚したことによる神の祟りとされ、二〇戸の封戸を枚聞神社に奉納している。仁和元年(八八五)七
月十二日・八月十一日にも同規模の噴火が起き、薩摩・肥前両国内の神祇に奉幣している(『日本三代実録』)。

壹岐島

式内社二四社、自然災害伝承は一社(国全体の約四・一%)。壹岐島のほぼ中央に鎮座する住吉神社(長崎県壹岐
市。創建当初は御津浜に鎮座していたが、波音の聞こえない地に移りたいという神託により島中央の現社地へと遷

座したという)で、元文三年(一七三八)の落雷に遭っている。

二 年代別自然災害伝承の特徴

本データベースにおいては国・式内社ごとに情報をまとめたが、年代がある程度特定できる自然災害の事例を年代順に整理することで、式内社に関わる自然災害伝承の年代的な特徴を分析してみたい(本稿末「自然災害伝承年表」参照)。

便宜的に事例数を世紀別にとすると、歴史年代以前が三件、七世紀が三件、八世紀が三件、九世紀が三六件、一〇世紀が五件、一一世紀が八件、一二世紀が一七件、一三世紀が八件、一四世紀が三件、一五世紀が二一件、一六世紀が一〇件、一七世紀が一七件、一八世紀が二七件、一九世紀が三一件、二〇世紀が二八件、二一世紀が二件となる。世紀別にまとめると、九世紀・一二世紀・一五世紀の件数が多いことが注意される。近世中後期以降は記録の残存が多く、一八世紀以降の件数の多さはその点に起因するものであるが、記録が残りにくい中世以前で九・一二・一五世紀に災害事例が集中していることは重要である。平安時代～中世(一二・一三世紀)の伊勢神宮の事例が他社に比して極めて多い点に留意する必要があるが、自然環境の変化に伴う災害の記録・記憶の偏りを窺うことができる。

九世紀では承和年間(八三四～八四八)に八件、貞観年間(八五九～八七七)には一件も自然災害の伝承が存在している。貞観元年は五月から霖雨であり、九月などに風雨除災のための奉幣がなされ、同六年には富士山の噴火、同七年に木曾川洪水、同九年に鶴見山(豊後国)噴火・阿蘇山の火山活動による神霊地の変異、同十年に地震

が続くため祈祷、同十一年には貞観大地震、同十六年には開聞岳（薩摩国）噴火が起きている。貞観十一年五月二十六日の大地震と津波の被害は二一世紀の東日本大震災と同じく甚大なものであり、翌月十七日に天皇は伊勢神宮へ奉幣し、百姓の農業を壊滅させた災いが無くなるよう祈りを捧げ、二十六日には服御・常膳を減らす勅を出し、諸神への班幣や三宝への祈祷を行っても効果が出ないのは天皇の不徳に責任があるとしている。貞観年間の自然災害は当データベースで採録した事例以外にも数多く存在し、霖雨・干害・噴火・地震が各地で頻発した時代であった。この九世紀後半を境として古代律令体制は崩壊し、天皇と公卿（殿上人）を中核とする王朝国家体制へと移行する。それに伴い古代朝廷祭祀の基軸であった「神祇令」祭祀は後退し、十世紀以降には特定の有力神社への奉幣（後の一六社・二二社制）や神社行幸などの「御願」祭祀に朝廷祭儀の主軸は移っていく。¹⁷ この国家体制と祭祀の変容は九世紀の自然災害を契機とし、変化した現実に対応するための適応行為だったと言うことが可能ではないか。¹⁸ 十世紀初頭には『延喜式』が成立するが、この古代法典は文化事業としての色彩が濃厚なものであって、ありうべき古代国家の姿を記したものであるという側面があり、実際の十世紀では律令時代としての「古代」は実質的に終焉を迎えていたのだった。

九世紀の次に自然災害事例が多いのが一二世紀・一五世紀である。この両期においては、武蔵国・長幡部神社が天永元年（一一一〇）に神流川の洪水により社地が流亡し現社地に遷座、日向国・霧嶋神社が天永三年の霧島山噴火で社殿・社地を焼失、備中国・古郡神社が正長元年（一一二八）の暴風、周防国・御坂神社が応仁元年（一四六七）の佐波川の洪水、武蔵国・布多天神社が文明年間（一四六九～一四八七）多摩川の洪水、で遷座するなど、神社の遷座につながる自然災害が起きている。特に明応七年（一四九八）八月の東海沖大地震（M八・二～八・四）

では遠江・伊勢・紀伊国の式内社に被災があったが、遠江国では浜名湖の姿を大きく変え、角避比古神社は水没して消滅、岐佐神社と伊勢国・小丹神社は社地を失い遷座を余儀なくされている。被災による遷座は他の時代にも見ることができ、一五世紀に災害事例を多く検出していることから、一五世紀前後は人々の生活・生業を大きく変えるような大きな自然災害が各地に起きていたことが想定され、それが式内社の自然災害伝承に反映されたと見ることが可能であろう。一五世紀は京都を荒廃させた応仁の乱が起きており、古代より続いてきた朝廷祭祀は例外なく全て中絶・廃止された。この後、式内社はその所在が不明となる事例が多発する。朝廷祭祀の対象が官社として「式」に記載されるのであるから、朝廷祭祀の中絶・廃止は式内社としての基本的な存在理由を喪失させる。神社によっては「式」に記載された神名を中世に変更した事例も多い。それは自然環境の変化に伴う神社信仰の変化に呼応した結果であろう。式内社には論社が複数存在し、中には現在の研究水準でも比定社を断定できない神社も少なくない。これは一五世紀頃を境として式内社の所在が不明となり、神社名も時代の変化に合わせて変更してきたことに起因するものと考えられ、中世以前のあり様と近世以後の姿が必ずしも一致しないことを意味する。その原因は政治的要因だけでなく、その背景にある自然災害の発生と自然環境の変化による人間の居住域・生業の変容が原因と想定され、神社信仰もそれに伴って変化したと考えられる。このことは現実に適応していく列島の人々の営みを意味し、新たな時代の展開を導いた。ただし、朝廷祭祀や式内社などの古代の遺産は、既に九世紀・一二世紀にも打撃と変容を与えられているが、一五世紀の自然災害と政治・社会的変化はそれらに対し決定的な打撃を与え、古代の遺産はその息の根を止められた、と言うことも出来るかもしれない。宮中祭祀は近世中期頃に復興し、式内社の調査も国学者などによって進められていく。しかし数百年中絶のあった大嘗祭などの宮中祭祀は古義が不

明となり再現が不能な部分も存在し、新たな時代による新たな再生を意味している。²⁰⁾

おわりに

最後に、本データベースの分析結果の要点を俯瞰的にまとめておきたい。

本データベースの調査対象である太平洋岸・瀬戸内海岸を中心とする諸国の式内社数の総計は一二六五社、何らかの自然災害に関わる伝承・記録を持つ神社は二二六社であり、約一七・八%の式内社が自然災害と関わっていた。被災により遷座した神社数は六五社確認でき、災害伝承を持つ神社のうち約二八・七%が遷座を余儀なくされた被害を受けたことが解る。自然災害による深刻な打撃を受けた地域・神社はその居住地・社地を変更せざるを得ない事例があり、多く住民と神社は共に移動をしていた。それは、神社が地域住民の生活・生業と密接に関わって鎮座・経営される例が多いためであろう。地域環境の変化は人々の居住・生業を変容させ、同時に神社の社地もそれに伴い移動し、信仰のあり方も変容していったのだった。しかし、伊勢国の朝熊神社のように、住民のみが移動し、神社のみは旧社地に維持された例もある。鼻節神社の撰社・大根神社の旧社地とされる海域における祭祀・信仰も現在に伝えられており、神の鎮座地と信仰に深い関係性があつたことを示唆する。

東日本大震災で津波浸水域付近にありながら津波の被害を受けなかった神社は、いずれも高地に鎮座しており、これらは過去の被災を受けて高地に鎮座したとするよりも、予め自然災害の及ばないような良い土地を選んで社殿を創建していた可能性がある。また、火山などの自然への崇敬心が直接神社の創建に結びついて山頂などの靈験が高い地に鎮座する事例もある。基本的に神社は良い土地に鎮座するものであり、その地は被災を受けにくい場所

あることもあるが、被災の多発により遷座を余儀なくされた事例や、被災を受けても同地に再建される事例も少ない。遷座の背景には、人間の都合以外に自然災害など地域環境の変化も多く存在し、かつては自然災害の起きなかつた地に災害が起きることもあった。

自然災害の事例は九・一二・一五世紀に多く見いだされ、これらの時期は地形環境の変化が同時代的に広域の範囲で多発していた可能性が高い。⁽²¹⁾この三回の画期は国家・社会・政治的にも大きな変容があった。特に九世紀の貞観年間（八五九～八七七）は富士山噴火や東北大地震などの災害が多発し、一五世紀では明応七年（一四九八）東海沖大地震があった。大きな自然災害は生活環境を大きく変え、居住地・生業が全く変わってしまった事例もある。それに伴い神社も移転、中には完全に廃絶した神社もあった（角避比古神社）。しかし浜名湖南部の水没（今切口の形成）が湖上交通を発達させ製塩業の開始を産んだように、環境の変化は新たな時代への転換も意味し、生活環境に損害を与えるだけでなく同時に新たな生業・産業の創造を産み、⁽²²⁾人々の神社信仰の様相も新しい生活に伴って変わっていき⁽²³⁾。一五世紀頃を境に所在が不明となる式内社が多くなったことは、近世中期以降に多くの論社を生むことになったが、神社をとりまく環境の変化により人々の信仰の在り様も変化したことが背景となっていた。

一五世紀以降の自然災害の画期としては元禄一六年（一七〇三）の元禄地震や宝永四年（一七〇七）の南海トラフを震源とする宝永地震、富士山噴火などがあつた一八世紀、そして平成二十三年（二〇一一）の東日本大震災があつた二一世紀であろう。本データベースは二一世紀の被災に関して東日本大震災に注力しているため、多く遺漏がある。平成二十八年の熊本地震では式内社阿蘇神社の楼門・拝殿が倒壊するなどの大きな被災を生んでおり、二一世紀の被災事例は増えていく可能性が高い。過去の事例を勘案するに、二一世紀の大きな自然災害は地域環境を

変化させ、人々の生活や意識は現実に対応するために変容を迫られる可能性がある。これまでの伝統や方法の中には中絶や変化が起きる事例も出てくるかもしれないが、新しい未来への展開も生むだろう。本データベースは全ての式内社と全ての自然災害を網羅したわけではなく、未だ形成途上のデータベースである。さらなる精度の向上を期待して本稿を終える。

註

- (1) 平成二十四年度公益財団法人三菱財団人文科学助成金研究 研究成果報告集（平成二十六年九月、研究代表者…藤本頼生）。
- (2) 註1に同じ。
- (3) 国土地理院提供「二万五千分一 浸水範囲概況図」(<https://www.gsi.go.jp/kikaku/kikaku40014.html>) を参照（令和二年二月閲覧）。
- (4) 論社は二社あり、①宮城県石巻市山下町（鳥屋神社）と②宮城県石巻市羽黒町（羽黒山鳥屋神社）である。
- (5) 『東日本大震災 神社・祭り―被災の記録と復興―』写真編・資料編、神社新報社、平成二十八年七月。
- (6) 論社は三社あり、①宮城県大崎市古川桜ノ目高谷地、②宮城県栗原市高清水字五輪、③宮城県栗原市志波姫郷字八樟新田、である。
- (7) 論社は三社あり、①茨城県常陸太田市天神林町（稲村神社）、②茨城県久慈郡大子町下野宮（近津神社（下野宮））、③茨城県桜川市磯部（磯部稲村神社）である。
- (8) 笹生衛「常陸国風土記」と古代の祭祀―考古資料から見た鹿島神宮と浮島の祭祀―『日本古代の祭祀考古学』吉川弘文館、平成二十四年三月（初出は平成二十二年）。
- (9) 論社は三社あり、①山梨県山梨市北（大井俣窪八幡神社）、②山梨県山梨市小原西（大井俣神社）、③山梨県甲府市カワタ町（二宮神社）である。
- (10) 論社は七社あり、①愛知県一宮市小信中島字宮浦、②愛知県一宮市大和町荊安賀字伝治越、③愛知県一宮市富田字北新田、④愛

知泉一宮市西五城字起境、⑤愛知泉一宮市浅井町小日比野字宮浦、⑥愛知泉稲沢市西島本町、⑦愛知泉一宮市東加賀野井字江東、である。

(11) 神宮司序編「神宮・近代史年表」「神宮・明治百年史」下巻、神宮文庫、昭和六十三年十月。

(12) 論社は三社あるが(①兵庫県明石市大蔵本町、②兵庫県明石市岬町、③兵庫県明石市材木町)、①と③に干害に関係する伝承が確認される。

(13) 論社は二社あり、①香川県坂出市加茂町(東鴨神社)、②香川県坂出市加茂町(西鴨神社)である。

(14) ①宮崎県小林市細野(霧島岑神社)、②宮崎県都城市高崎町東霧島(東霧島神社)、③宮崎県西諸県郡高原町蒲牟田(霧島東神社)、④鹿児島県霧島市霧島田口(霧島神社)。

(15) 塩満都夫「大穴持神社」鹿兒島県の地名」芳即正・五味克夫監修『日本歴史地名大系』第四七巻、平凡社、平成十年七月。

(16) 岡田莊司「天災と祭り」「自然災害と復興」先人の叡智に学ぶ」(第一二回伝統文化セミナー、平成二十三年五月三十一日)、同編『自然災害と疾病』竹林舎、平成二十九年三月、など。

(17) 岡田莊司「王朝国家祭祀と公卿・殿上人・諸大夫制」『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、平成六年一月(初出は平成二年三月)。

(18) 千葉県内小糸川流域においても九世紀後半〜十世紀頃の地形環境の変化に伴って集落、耕地・用水系が変化し、古墳時代以来の祭祀の場が解体・変質したことが笹生衛氏によって指摘されている(笹生衛「地域の環境変化と祭祀」『神道宗教』第一九二号、平成十五年十月)。

(19) 虎尾俊哉『延喜式』吉川弘文館、昭和三十九年六月、同「解説」『訳注日本史料 延喜式』上、集英社、平成十二年五月。

(20) 例えば、紀伊・淡路・阿波三国から調達される「由加物」は中世以降廃絶し、大膳職・造酒司による「供神御雑物」も近世ではその再現が困難になっていったようである(拙稿「大嘗祭における御饌供出の構造―「供神御雑物」及び「由加物」を中心に―」『神道史研究』第六八巻第一号、令和二年四月)。

(21) 一〇世紀末〜一二世紀に河床と地下水位が低下して土地が高燥化する段丘化が起き、一四世紀末〜一六世紀初頭に築堤に伴う天井川の形成がなされ、両時期において地形環境の変化に伴い土地利用の方法や開発場所などが変化したとされる(高橋学「古代末

以降における地形環境の変貌と土地開発」『日本史研究』三八〇、平成六年四月）。

また、古代の気象環境について、樹木年輪セルロースの年輪酸素同位体比データ（年単位の降水量変動記録）と文献記事との分析から、八世紀が安定的で乾燥気味であったのに対し、九世紀後半に不安定化し湿潤化すること（今津勝紀「日本古代の気象と王権―九世紀後半の全般的危機―」『気候変動から読みなおす日本史三 先史・古代の気候と社会変化』臨川書店、令和二年九月）、同右の降水量変動記録と小櫃川・小糸川流域（東京湾東岸）の地形変化との対応関係から、一・二世紀、九世紀後半・一〇世紀、一五・一六世紀に大きな画期があったことが指摘され、一〇世紀の気候変動と地形変化が中世的景観を生み出したと考えられている（笹生衛「古代・中世の景観変化と気候変動―東京湾東岸における沖積平野の変遷を中心に―」『気候変動から読みなおす日本史四 気候変動と中世社会』臨川書店、令和二年九月）。

九世紀後半―一二世紀と一五世紀に大きな気候変動・地形変化が起きたことは確度が高く、その一定数が災害として記録・伝承されたものと想定される。

(22) 一〇世紀末―一二世紀に起きた段丘化（土地の乾燥化）は、従来の灌漑システムを破壊もしくは機能を低下させ、新灌漑システムへの導入が必須となるかもしれない土地そのものを放棄することにつながったが、洪水危険性が低下し、地形環境が安定化したことにより土地生産性が向上するなどの新たな土地開発（二毛作など）が進んだとされる（高橋註二「前掲論文」）。時代の節目における地形変化の影響を大きく受けながらも、列島の人々はその中で新たな集落を形成し灌漑用水系を再編するなどして新たな生産形態と景観を生み出し、環境に適応した信仰を創出してきたものと考えられている（笹生註一八・二一「前掲論文」）。

(23) 例えば伊豆国波布比売命神社が、鎮座する波浮の地形変化により火口湖の鎮座神から港湾の守護神へと変化した事例など参照。

「延喜式内社（太平洋・瀬戸内海岸）自然災害伝承データベース」自然災害伝承年表

年代	災害	国・神社
神武天皇	地震・津波	備中国・神島神社
仲哀天皇7年2月	暴風・豪雨	陸奥国・多珂神社
成務天皇8年	高潮	播磨国・林神社
白雉2年（651）9月	暴風・豪雨・洪水（『太神宮諸雑事記』）	伊勢国・滝祭宮
天智天皇7年（668）	高潮	摂津国・阿遲速雄神社
持統朝（690～697）	高潮	伊予国・伊曾能神社
霊亀3年（717）8月16日	暴風・豪雨・洪水（『太神宮諸雑事記』）	伊勢国・度会宮
霊亀年間（715～717）	洪水：有間川	摂津国・有間神社
養老年間（717～724）	洪水・津波：海難防除	遠江国・津毛利神社
天平4年（732）夏	干害：祈雨	和泉国・泉穴師神社二座・泉井上神社・意賀美神社・積川神社五座・聖神社
天平14年（742）	噴火：霧島山（『続日本紀』天平14年11月壬子〈11日〉）	日向国・霧嶋神社
天平年間（729～749）	豪雨・洪水：止雨	讃岐国・鴨神社
天平勝宝元年（749）	豪雨：止雨、落雷	播磨国・荒田神社
天平宝字7年（763）	干害：祈雨（『三備史略』）	備後国・賀武奈備神社
天平宝字8年（764）12月～天平神護2年（766）6月己丑（5日）	噴火：大隅国と薩摩国との堺の海底火山（『続日本紀』）	大隅国・大穴持神社
神護景雲3年（769）	洪水：鷓沼川・広野河（木曾川）（『続日本紀』8月甲辰〈9日〉・9月壬申〈8日〉条）	尾張国・堤治神社
宝亀2年（771）9月	暴風・豪雨・洪水（『太神宮諸雑事記』）	伊勢国・滝祭宮
宝亀3年（772）8月6日	暴風・豪雨（『続日本紀』）	伊勢国・伊佐奈岐宮二座・月読宮二座
延暦15年（796）7月辛亥（22日）	噴火：火山活動による旱・沸騰・疫病・山崩れ（『日本後紀』）	肥後国・健甕竜命神社・阿蘇比咩神社・国造神社
延暦19年（800）3月14日～4月18日	噴火：富士山（『日本紀略』延暦19年6月癸酉〈6日〉）	駿河国・浅間神社
延暦20年（801）	洪水：天竜川	遠江国・猪家神社
弘仁5年（814）	干害：祈雨	備後国・国高依彦神社
弘仁9年（818）	干害：祈雨（『大阪府全志』）	和泉国・積川神社五座
弘仁14年（823）7月4日	干害：祈雨（『日本紀略』）	和泉国・大鳥神社・積川神社五座
弘仁年間（810～824）	干害：祈雨	讃岐国・鴨神社
天長2年（825）4月庚辰（7日）	噴火：火山活動による旱・沸騰・疫病・山崩れ（『類聚国史』）	肥後国・健甕竜命神社・阿蘇比咩神社・国造神社
天長2年（825）4月	洪水	甲斐国・浅間神社
承和3年（836）6月6日	干害：祈雨（『続日本後紀』）	摂津国・垂水神社
承和4年（837）	噴火・地震（『続日本後紀』承和4年4月戊申〈16日〉条）	陸奥国・温泉神社・温泉石神社

承和5年(838)7月5日夜	噴火：神津島(『続日本後記』承和7年9月乙丑(23日)条)	伊豆国・物忌奈命神社・阿波神社・竹麻神社
承和5年8月28日	干害：祈晴、祈雨(『続日本後記』)	摂津国・垂水神社
承和7年(840)4月29日	干害：祈晴、祈雨(『続日本後記』)	摂津国・垂水神社
承和7年(840)9月癸巳(21日)	噴火：火山活動による早・沸騰・疫病・山崩れ(『続日本後記』)	肥後国・健甞竜命神社・阿蘇比咩神社・国造神社
承和8年(841)3月己亥(28日)	噴火：火山活動による早・沸騰・疫病・山崩れ(『続日本後記』)	肥後国・健甞竜命神社・阿蘇比咩神社・国造神社
承和9年(842)3月15日	干害：祈晴、祈雨(『続日本後記』)	摂津国・垂水神社
嘉祥2年(849)4月庚寅(7日)以前	干害：祈雨(『続日本後記』)	常陸国・稲村神社
嘉祥2年(849)	洪水：水難防止祈願	甲斐国・大井俣神社
仁寿元年(851)8月	地震	伊豆国・荒木神社
仁寿3年(853)8月28日	暴風・洪水(『太神宮諸雑事記』)	伊勢国・伊佐奈岐宮二座・月読宮二座
貞観元年(860)5月28日	暴風・豪雨・洪水(『太神宮諸雑事記』)	伊勢国・滝祭宮
貞観元年(859)9月8日	霖雨：風雨除災(『日本三代実録』)	和泉国・大鳥神社、摂津国・大依羅神社四座・難波坐生国咲国魂神社二座・新屋坐天照御魂神社三座・垂水神社・名次神社・生田神社
貞観6年(864)5月～7月	噴火：富士山(『日本三代実録』)	甲斐国・浅間神社、駿河国・浅間神社
貞観6年(864)10月3日夜	噴火：火山活動による早・沸騰・疫病・山崩れ(『日本三代実録』貞観6年12月26日条、翌2月10、14、17日条)	肥後国・健甞竜命神社・阿蘇比咩神社・国造神社
貞観7年(865)	洪水：鷲沼川・広野河(木曾川)(『日本三代実録』12月27日条)	尾張国・堤治神社
貞観9年(867)正月20日より3日間	地震：鶴見山(『日本三代実録』2月26日条)	豊後国・火男火売神社
貞観9年(867)5月11日夜	噴火：火山活動による早・沸騰・疫病・山崩れ(『日本三代実録』貞観9年8月6、8日条、同10年閏12月21日条)	肥後国・健甞竜命神社・阿蘇比咩神社・国造神社
貞観10年(868)閏12月10日	地震祈禱、干害風雨除災(『日本三代実録』)	摂津国・広田神社・生田神社・長田神社
貞観11年(869)5月	貞観大地震・除災祈願	陸奥国・鼻節神社摂社大根神社、伊勢国・大神宮
貞観15年(873)8月13日	暴風・豪雨・洪水(『太神宮諸雑事記』)	伊勢国・度会宮
貞観16年(874)3月4日	噴火：開闢岳(『日本三代実録』)	薩摩国・枚間神社
元慶元年(877)6月14日	干害：祈雨(『日本三代実録』)	摂津国・大依羅神社四座・垂水神社・広田神社・長田神社
元慶3年(879)	地震	相模国・阿夫利神社
元慶8年(884)6月	干害：祈雨	和泉国・意賀美神社

仁和元年 (885) 7月12日・8月11日	噴火：開聞岳 (『日本三代実録』)	薩摩国・枚聞神社
仁和4年 (888) 4月～5月	干害：祈雨	讃岐国・城山神社 (『菅家文草』・『菅家御伝記』)
延喜16年 (916)	洪水：蒼社川	伊予国・大須伎神社
延喜22年 (922)	干害：祈雨	播磨国・林神社
天慶2年 (939) 7月8日	干害：祈雨 (『本朝世紀』)	摂津国・坐摩神社
応和2年 (962)	干害：祈雨	讃岐国・水主神社
応和3年 (963) 7月15日	干害：祈雨 (『日本紀略』)	摂津国・坐摩神社・生田神社
長保5年 (1003) 8月28日	暴風・豪雨・洪水 (『類聚付宣抄』)	伊勢国・大神宮
寛弘8年 (1011)	洪水：蒼社川	伊予国・大須伎神社
長暦年間 (1037～1040) 以後	干害	讃岐国・神野神社
長久元年 (1040) 7月26日	暴風・豪雨・洪水 (『百錬抄』)	伊勢国・度会宮
永保2年 (1082)	暴風・豪雨・洪水：櫛田川	伊勢国・奈奈美神社・意非多神社
寛治6年 (1092) 8月4日	暴風・豪雨・洪水 (『勘仲記』)	伊勢国・大神宮
寛治8年 (1094) 8月	暴風・豪雨・洪水 (『勘仲記』)	伊勢国・度会宮
承德元年 (1097)	洪水	摂津国・公智神社
天永元年 (1110)	洪水：神流川	武蔵国・長幡部神社
天永3年 (1112) 2月3日	噴火：霧島山	日向国・霧島神社
天永3年 (1112)	噴火：大鳥 (『中右記』天永3年11月27日条)	伊豆国・阿治古神社カ
天永4年 (1113) 8月	暴風・豪雨・洪水 (『殿暦』)	伊勢国・大神宮
永久2年 (1114) 8月	暴風・豪雨 (『中右記』)	伊勢国・荒祭宮・月読宮二座
大治3年 (1128)	洪水：堤防守護	伊勢国・志等美神社・大川内神社
久安5年 (1149) 6月	暴風・豪雨・洪水 (『園大暦』)	伊勢国・度会宮
仁平元 (1151) 年3月	暴風・豪雨・洪水 (『本朝世紀』)	伊勢国・度会宮
文治3年 (1187) 7月	暴風・豪雨・洪水 (『勘仲記』)	伊勢国・大神宮・荒祭宮・月読宮二座
建久2年 (1191) 2月	暴風	常陸国・鹿島神宮神宮寺
建久6年 (1195) 9月	暴風・豪雨・洪水 (『勘仲記』)	伊勢国・大神宮
正治元 (1199) 9月	暴風・豪雨・洪水 (『類聚大補任』)	伊勢国・度会宮
承久2年 (1220)	洪水：蒼社川	伊予国・大須伎神社
保安2年 (1121) 8月25日	暴風・豪雨・洪水 (『神宮雜例集』)	伊勢国・度会宮
保安4年 (1123) 8月22日	暴風・豪雨・洪水 (『神宮雜例集』)	伊勢国・度会宮
久安5年 (1149) 6月	暴風・豪雨 (『園大暦』)	伊勢国・高宮
仁平元年 (1151) 3月	暴風・豪雨 (『本朝世紀』)	伊勢国・高宮
建仁3年 (1203) 7月	暴風・豪雨・洪水 (『業資王記』)	伊勢国・大神宮
寛喜2年 (1230) 9月	暴風・豪雨・洪水 (『勘仲記』)	伊勢国・度会宮
文暦元年 (1234) 12月28日	噴火：霧島山	日向国・霧島神社
仁治3年 (1242) 7月	暴風・豪雨・洪水 (『仁治3年内宮仮殿遷宮記』)	伊勢国・大神宮・度会宮

寛元年間 (1243 ~ 1247)	干害：祈雨	播磨国・高岳神社
弘安7年 (1284) 6月	暴風・豪雨・洪水 (『康富記』)	伊勢国・度会宮・高宮
弘安10年 (1287) 正月	暴風・豪雨・洪水 (『勘仲記』)	伊勢国・月読宮二座
弘安10年 (1287) 12月	暴風・豪雨・洪水 (『伏見院御記』)	伊勢国・度会宮
正平4年 (1349) 8月	暴風・豪雨・洪水 (『師守記』)	伊勢国・度会宮
正平16年 (1361) 6月24日	地震：摂津・大和・紀伊・阿波・山城諸国の大地震 (M8.25 ~ 8.5) (『愚管記』)	紀伊国・熊野坐神社
文中3年 (1374) 9月	暴風・豪雨・洪水 (『康暦二年外宮遷宮記』)	伊勢国・度会宮
応永14年 (1408)	紀伊・伊勢地震 (M7 ~ 8) (『校定年代記』)	紀伊国・熊野坐神社
応永27年 (1420) 9月	暴風・豪雨・洪水 (『南方紀伝』)	伊勢国・大神宮
応永年間 (1394 ~ 1428)	洪水	伊豆国・国玉命神社、伊勢国・朝熊神社
応永年間 (1394 ~ 1428)	干害：祈雨	摂津国・赤留比売命神社
正長元年 (1428)	暴風・豪雨	備中国・古郡神社
正長元年 (1428)	洪水：蒼社川	伊予国・大須伎神社
永享12年 (1440) 8月	暴風・豪雨・洪水 (『氏経卿引付』)	伊勢国・月読宮二座
宝徳2年 (1450) 8月	暴風・豪雨・洪水 (『氏経神事記』)	伊勢国・大神宮
康正元年 (1456) 12月	地震 (『熊野年代記』)	紀伊国・熊野坐神社
寛正6年 (1465) 7月	暴風・豪雨・洪水	伊勢国・大神宮
文正元年 (1466) 12月	地震・祈祷	筑前国・竈門神社
応仁元年 (1467) 2月	暴風・豪雨・洪水 (『氏経神事記』)	伊勢国・大神宮
応仁元年 (1467)	洪水	周防国・御坂神社
文明元年 (1469) 2月	暴風・豪雨・洪水 (『氏経神事記』)	伊勢国・大神宮
文明6年 (1474) 6月	干害：祈雨	播磨国・伊和都比売神社
文明9年 (1477) 7月	暴風・豪雨・洪水 (『氏経神事記』)	伊勢国・大神宮
文明16年 (1484) 7月	暴風・豪雨・洪水 (『氏経神事記』)	伊勢国・大神宮
文明年間 (1469 ~ 1487)	洪水：多摩川 (『江戸名所図会』、『新編武蔵風土記稿』)	武蔵国・布多天神社
明応元年 (1492) 8月	暴風・豪雨・洪水 (『守朝長官引付』)	伊勢国・大神宮
明応4年 (1495) 8月	暴風・豪雨・洪水 (『内宮子良館記』)	伊勢国・大神宮
明応7年 (1498) 8月	洪水・地震・津波：東海沖大地震 (M8.2 ~ 8.4)	遠江国・大神神社・角避比古神社・岐佐神社、伊勢国・大神宮 (『実隆卿記』、『内宮子良館記』)、度会宮・高宮 (『外宮子良館日録抜書』)、小丹神社、紀伊国・熊野坐神社 (『校定年代記』)
天文2年 (1533) 9月	暴風・豪雨・洪水	阿波国・伊射奈美神社
天文9年 (1540) 8月11日	暴風・豪雨	陸奥国・伊佐須美神社
天文9年 (1540) 以後	洪水：仁淀川	土佐国・天石門別安国玉主天神社
天文13年 (1544)	洪水：河津川	伊豆国・杉柙別命神社

永禄元年 (1558)	干害：祈雨 (『福山志料』)	備後国・賀武奈備神社
天正3年 (1575) 6月	干害：祈雨 (『太山寺文書』)	播磨国・伊和都比売神社
天正14年 (1586)	洪水：木曾川	尾張国・川嶋神社
天正18年 (1590) 秋	暴風・豪雨・洪水 (『外宮引付』)	伊勢国・度会宮
天正年間 (1573～1592)	洪水：荒川	甲斐国・笠屋神社
文禄4年 (1595)	洪水	伊予国・伊曾乃神社
慶長9年 (1604)	暴風・豪雨・津波	阿波国・和奈佐意富曾神社
慶長9年 (1605) 2月5日	慶長地震 (M7.9)	安房国・高家神社
元和6年 (1620)	洪水	周防国・御坂神社
元和年間 (1615～1624)	暴風・豪雨	摂津国・楯原神社
寛永3年 (1626)	干害：祈雨 (『福山志料』)	備後国・賀武奈備神社
寛永12年 (1635) 8月	暴風・豪雨・洪水 (『宮中物語』)	伊勢国・度会宮
寛永20年 (1643) 8月	暴風・豪雨・洪水 (『続史愚抄』)	伊勢国・高宮
寛永21年 (1644) 7月	暴風・豪雨・洪水 (『続史愚抄』)	伊勢国・度会宮・高宮
寛永年間 (1624～1644)	干害：祈雨	和泉国・意賀美神社
寛永年中 (1624～45)	洪水：物部川	土佐国・深淵神社
正保4年 (1647)	落雷	讃岐国・雲気神社
承応3年 (1654) 9月	洪水：酒匂川	相模国・寒田神社
万治3年 (1660) 7・9月	暴風・豪雨・洪水 (『司家引付』、『氏富記』)	伊勢国・大神宮・荒祭宮
寛文2年 (1662) 9月20日未明	大震・津波 (M7.6、津波4～5mと想定)	日向国・江田神社
寛文3年 (1663)	干害：祈雨 (『福山志料』)	備後国・賀武奈備神社
寛文6年 (1666)	洪水：大江川	尾張国・爾波神社
寛文11年 (1671) 8月27日	洪水：狩野川「亥の満水」	伊豆国・荒木神社
元禄14年 (1701)	干害：祈雨	伊予国・佐佐久神社
元禄16年 (1703) 11月23日未明	地震：元禄地震 (M7.9～8.2)	安房国・莫越山神社
元禄16年 (1703)	噴火・津波：三原山	伊豆国・波布比売命神社
宝永2年 (1705)	地震	伊予国・湯神社
宝永4年 (1707) 10月4日	地震：南海トラフを震源とする宝永地震 (M8.6～9)	駿河国・草薙神社、伊予国・湯神社土佐国・賀茂神社
宝永4年 (1707) 11月23日～12月8日 (9日)	噴火：富士山、祈祷	相模国・川勾神社、駿河国・浅間神社、伊勢国・大神宮 (『守相記』、『長官守雅家牒』)
宝永年間 (1704～1711)	地震	阿波国・忌部神社
正徳2年 (1712) 頃	暴風・豪雨・高潮	伊勢国・粟皇子神社
正徳3年 (1713) 3月	豪雨：止雨 (『攝保郡地誌』)	播磨国・中臣印達神社
正徳5年 (1715) 以前	暴風	摂津国・名次神社
享保元年 (1716) 9月	噴火：霧島山	日向国・霧島神社
享保8年 (1723) 春	豪雨：止雨	陸奥国・理訓許段神社・登奈孝志神社・衣太手神社

享保13年(1728)9月	洪水：八塔寺川	備前国・神根神社
元文3年(1738)	落雷	壱岐島・住吉神社
宝暦年間(1751～1764)	津波	伊豆国・長浜神社の鍵取りであった住本寺
明和4年(1767)	洪水：矢田川	尾張国・高牟神社
明和年間(1764～1772)	干害	駿河国・池田神社
安永2年(1773)6月	暴風・豪雨・洪水(『常倚卿日次』)	伊勢国・度会宮
安永8年(1779)7月・8月	洪水：庄内川・矢田川	尾張国・太乃伎神社
安永9年(1780)	暴風・豪雨	相模国・川勾神社
寛政3年(1791)8月・9月	暴風・豪雨・高潮	武蔵国・磐井神社
天明6年(1786)9月	暴風・豪雨・洪水(『経高長官日次記』)	伊勢国・大神宮
天明年間(1781～1789)	洪水：矢作川	三河国・糟目神社
寛政3年(1791)8月	暴風・豪雨・洪水(『経高長官日次記』、『栄彦卿日次』)	伊勢国・度会宮
寛政3年(1791)9月	噴火：桜島、	大隅国・宮浦神社
寛政4年(1792)7月	暴風・豪雨・洪水(『経高長官日次記』、『栄彦卿日次』)	伊勢国・度会宮
寛政11年(1799)8月	暴風・豪雨・洪水(『経高長官日次記』)	伊勢国・大神宮
文化元年(1804)	暴風・豪雨	遠江国・猪鼻湖神社
文化5年(1808)7月	暴風・豪雨・洪水(『経高長官日次記』)	伊勢国・大神宮・荒祭宮
文化6年(1809)7月	暴風・豪雨・洪水(『経高長官日次記』)	伊勢国・大神宮・月読宮二座
文化8年(1811)	噴火：雄山	伊豆国・片菅命神社カ
文政3年(1820)9月	暴風・豪雨：台風	陸奥国・鹿嶋御子神社
文政6年(1823)	干害：祈雨	伊予国・多伎神社
文政9年(1826)	干害：祈雨(画師津田雲溪筆「雨乞祭礼図絵馬」〈夜疑神社蔵〉)	和泉国・夜疑神社
文政12年(1829)8月	暴風・豪雨・洪水(『守訓長官日次』)	伊勢国・大神宮
天保2年(1831)	干害：祈雨	伊予国・多伎神社
天保7年(1836)8月	暴風・豪雨・洪水(『守訓長官日次』)	伊勢国・大神宮
天保8年(1837)8月	暴風・豪雨・洪水(『守訓長官日次』)	伊勢国・大神宮
嘉永元年(1848)8月	暴風・豪雨・洪水(『長官守雅家牒』)	伊勢国・月読宮
嘉永3年(1850)7月	暴風・豪雨・洪水(『朝喬卿日次』)	伊勢国・高宮
嘉永5年(1852)	干害：祈雨	伊予国・多伎神社
嘉永6年(1853)	干害：祈雨	伊予国・多伎神社
嘉永7年(1854)11月4日	地震(M8)・津波、祈祷	伊豆国・稲宮命神社、伊勢国・大神宮(『守相記』、『長官守雅家牒』)
嘉永元年(1848)8月	暴風・豪雨・洪水(『長官守雅家牒』)	伊勢国・大神宮
寛永6年(1853)7月9日～11日	干害：祈雨	陸奥国・鹿嶋天足別神社
安政元年(1854)11月	地震	伊予国・湯神社土佐国・賀茂神社

安政6年(1859)6月24日	洪水:狩野川「未の荒れ」	伊豆国・荒木神社
文久元年(1861)	干害:祈雨	備前国・宗形神社
元治元年(1864)5月23日	干害:祈雨	陸奥国・鹿嶋天足別神社
慶應2年(1866)8月	暴風・豪雨・洪水(『守重長官日記』、 『常庸卿当用録』)	伊勢国・大神宮・度会宮
明治3年(1870)	暴風・豪雨	和泉国・泉井上神社
明治7年(1874)7月3日	噴火:雄山	伊豆国・佐伎多麻比咩命神社・ 波夜志命神社・片菅命神社カ・ 加弥命神社
明治10年(1877)10月	暴風・豪雨・洪水(『祭典課日誌』)	伊勢国・大神宮・度会宮
明治17年(1884)8月	暴風・豪雨	播磨国・兵主神社
明治19年(1886)	暴風	播磨国・大津乃命神社
明治22年(1889)	洪水:熊野川	紀伊国・熊野坐神社
明治25年(1892)7月	洪水:物部川	土佐国・深淵神社
明治29年(1896)	暴風・豪雨	伊勢国・桑名神社二座
明治37年(1904)7月	洪水:天竜川	遠江国・子倉神社
明治40(1907)8月23日	洪水:茨木川	摂津国・佐和良義神社
明治43年(1910)	洪水:福川	武蔵国・楡山神社
明治44年(1911)6月	暴風・豪雨・洪水(『神宮年表』)	伊勢国・大神宮・度会宮
明治期(1868～1912)	洪水:貞光川	阿波国・八十子神社
大正元年(1912)以前	洪水:吉野川	阿波国・天佐自能和気神社
大正3年(1914)8月13日	暴風・豪雨	相模国・寒田神社
大正7年(1918)9月	暴風・豪雨・洪水(『明治以降神宮史類 聚(稿本)』)	伊勢国・大神宮
大正10年(1921)9月	暴風・豪雨・洪水(『明治以降神宮史類 聚(稿本)』)	伊勢国・度会宮
大正12年(1923)9月1日	関東大震災	安房国・莫越山神社、相模国・ 宇都母知神社・石橋尾神社
昭和元年(1926)頃	洪水:貞光川	阿波国・八十子神社
昭和9年(1934)9月21日	暴風・豪雨:室戸台風	和泉国・高石神社、淡路国・笑 原神社
昭和19年(1944)	落雷	陸奥国・益多嶺神社
昭和19年(1944)12月	地震:東南海大地震(M7.9)(『杉谷氏 記録』)	遠江国・山名神社、伊勢国・荒 祭宮・度会宮
昭和20年(1945)	暴風・豪雨	筑前国・竈門神社
昭和21年(1946)12月	地震:南海大地震	阿波国・賀志波比売神社、伊予 国・湯神社
昭和23年(1948)	暴風・豪雨:アイオン台風	陸奥国・石神山精神社・飯豊神 社、淡路国・伊勢久留麻神社
昭和24年(1949)9月	暴風・豪雨	備前国・国神社
昭和25年(1950)9月	暴風・豪雨:ジェーン台風	摂津国・難波坐生国咲国魂神社 二座

昭和33年（1958）9月26日	洪水：狩野川、狩野川台風	伊豆国・荒木神社・軽野神社
昭和34年（1959）9月	暴風・豪雨：伊勢湾台風	尾張国・太乃伎神社、伊勢国・大神宮・度会宮（『神宮・明治百年史』下巻）桑名神社二座、播磨国・家島神社
昭和36年（1961）9月	暴風・豪雨：第2室戸台風	播磨国・家島神社
昭和38年（1963）	暴風・豪雨	播磨国・荒田神社
昭和40年（1965）	暴風・豪雨	播磨国・坂合神社、淡路国・由良湊神社
昭和49年（1974）以前	暴風・豪雨	備後国・天別豊姫神社
昭和50年（1975）	暴風・豪雨：台風5号、洪水：仁淀川	甲斐国・榊衝神社、土佐国・天石門別安国玉主天神社
昭和53年（1978）	洪水：貞光川	阿波国・八十子神社
昭和末期頃	落雷	伊予国・多伎神社
平成17年（2005）	地震（震度6弱）	陸奥国・伊去波夜和気命神社
平成23年（2011）3月11日	東日本大震災	陸奥国・多加神社・志波彦神社・石神山精神社・飯豊神社・芻野神社・零羊崎神社・香取伊豆乃御子神社・伊去波夜和気命神社・拝幣志神社・鳥屋神社・大嶋神社・鹿嶋御児神社・石神社遥拝所葉山神社・冠嶺神社・御刀神社・鹿嶋御子神社・益多嶺神社・伊佐須美神社・理訓許段神社・登奈孝志神社・衣太手神社・配志和神社、常陸国・大洗磯前薬師菩薩明神社・酒烈磯前薬師菩薩神社・佐波波地祇社

- ・年代が特定されている災害伝承のみを記し、年代不明の災害伝承は除外している。
- ・災害記録の出典があるものは明記した。近世以前の出典のないものは社伝・伝承に基づくものである。